

**UPR（普遍的・定期的レビュー）
第4回日本政府報告**

2022年10月現在

目次

第1部 政府報告書の準備プロセス

第2部 前回審査時の勧告のフォローアップ

- A. 実施済みの措置
- B. 一部実施の措置
- C. その他の措置

第3部 自発的な公約の取組状況

- A. 国連における協力
- B. 国際社会への貢献
- C. WAW! の開催

第4部 新たな課題 (SDGs の取組)

別添 : 2017 年の UPR 第 3 サイクルでフォローアップすることを受け入れた勧告

第1部 政府報告書の準備プロセス

A. 序論

1. 我が国は、基本的人権を尊重する憲法の理念を踏まえ、民主的政治制度を発展させ、普遍的価値としての人権及び基本的自由を擁護・促進する政策を推進してきており、普遍的・定期的レビュー（UPR）第4サイクルに参加し、我が国における人権の擁護・促進の進展状況を報告する機会を歓迎する。

B. 方法

2. 第4回 UPR 政府報告は、人権理事会で採択された決議及び決定（A/HRC/RES/16/21 及び A/HRC/DEC/17/119）を含むガイドラインならびに UPR 第4サイクルにおける政府報告作成ガイダンスノートに従い、2017年の UPR 第3サイクルの際にフォローアップすることを受け入れた別添の145勧告の実施、女性の人権促進を含む国際貢献及び持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組等の我が国における人権状況の進展に焦点を当てて作成を行った。報告書には各勧告番号が副題として記載されている。

C. 国内フォローアップ

3. UPR においては、各国が自主的なフォローアップの実施等を通じて、自国の人権状況改善に取り組むことが重要である。その観点から、本報告書提出に先立ち、我が国は、2017年11月の第3回 UPR 審査の結果を真摯に受け止め、同サイクルの際の勧告を含む結果文書等を邦訳し、外務省ホームページに掲載して広く周知するとともに、2020年4月付のフォローアップ状況を発表した。

D. 組織間ならびに市民社会との協議

4. 報告書の作成には、外務省の調整の下、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、警察庁等、多くの関係府省庁が関与した。また、一般市民及び NGO との意見交換会を2022年9月2日にオンライン形式にて開催するとともに、ホームページにおいて本報告書に関する意見募集を行い、市民社会の本プロセスへの関与を得た。意見募集にあたっては、外務省の Facebook や Twitter といったソーシャルメディアも活用した。

5. 我が国は、近年、人権諸条約の政府報告作成の際の意見交換会やパブリックコメントの実施、民間団体等が主催する意見交換会への参加及び民間団体等による現行施策に対する要望等の提出をはじめ、様々な機会を通じて市民社会と対話を行う場を確保している。今後とも NGO を含む市民社会との対話を重視し、継続していく考えである。

第2部 前回審査時の勧告のフォローアップ

6. UPR に関し人権理事会で採択された決議（パラ 2 参照）に従い、第 2 部では、特に前回審査において我が国がフォローアップを表明した勧告について、フォローアップ状況を踏まえつつ我が国の取組状況を以下記載した。

A. 実施済みの措置

1. 条約等の締結

7. 我が国は、2017 年 7 月に人身取引議定書の締約国となった（勧告 16）。我が国の人身取引対策の取組については、第 2 部 A. 3. (d) を参照。

2. あらゆる差別の予防や差別規定の排除（含む人権教育・研修）（勧告 51～55、68、74、78、79、85、146）

8. 我が国は、憲法第 14 条第 1 項において、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と定め、法の下での平等を規定し、不合理な差別を禁止している。これを踏まえ、我が国は、雇用、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、特に各分野における関係法令により広く差別の禁止を規定している。例えば、教育については、憲法第 26 条、教育基本法第 4 条により、すべての国民は、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないと、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない旨規定されている。（II. A. 3. (d) 参照）。

人権教育・啓発（勧告 51、52、68、78～80、85、128）

9. 我が国は、学校、社会、企業等のあらゆる場における教育を通じた人権教育を推進する施策に取り組んでいる。そして、学校における人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（2000 年制定）及び同法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002 年閣議決定、2011 年一部変更）に基づき推進している。

10. 文部科学省は、学校や社会における人権教育の充実を図ることを目的として、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とする会議や社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成や資質向上等の研修を開催している。また、学校における人権教育に関する指導方法の充実を目的とする人権教育研究推進事業を実施しており、この中で事業成果の測定手法の検討を進めており、引き続き人権の啓発、教育に取り組んでいく。

11. また、文部科学省では、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見の解消に取り組むとともに、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教育を推進している。

12. 法務省の人権擁護機関では、「人権週間」を始めとするあらゆる機会を通じて、各種人権啓発活動を行い、広く国民に対して人権尊重思想の普及高揚に努めている。また、法務省の人権擁護機関では、人権啓発に関する施策や人権に関わる業務に従事する者に対する研修等も実施している。

公務員に対する人権教育・研修

では、以下に記載のとおり、公務員の研修において、女性や児童の権利も含めたきめ細かな人権研修を実施し、人権諸条約の理念が公務員全体に十分徹底されるよう努めている。

14. 警察庁では、警察職員に対して、採用時や昇任時の研修の他、警察署の職場研修等、様々な機会をとらえて、人権に関する教育及び従事する専門分野の内容に応じて人権に配慮した適正な職務執行を期するための教育を実施している。

15. 裁判官、検察官になるいずれの者も司法研修所において修習を受けた後、法曹資格を取得するが、この修習期間中に人権諸条約を含めた人権課題に対する認識を深めさせるためのカリキュラムを組み込んでいる。さらに、裁判官については、任官した後も、各種研修で人権諸条約を含む人権問題を扱っていると承知している。検察官に対しては、司法修習に加え、任官時及びその経験年数等に応じて受講が義務づけられている各種研修において、人権諸条約に関する講義及び犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施しており、今後も実施に努める。刑務官を含む矯正施設の職員に対して各種研修を実施し、職員の人権意識の向上に努め、被収容者の人権の尊重を図っている。保護観察官及び社会復帰調整官に対しては、経験年数等に応じた各種研修の中で人権に関する講義を実施し、職員の人権に対する意識の向上を図っている。出入国在留管理（入管）庁職員に対しては、在職年数等に応じた研修において人権に係る講義を実施するとともに、人権に特化した研修を行っている。

16. 公務員全般では、例えば、法務省は、人権問題に関する国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、国家公務員や都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、それぞれ研修を実施している。また、総務省は、自治大学校で、都道府県及び市町村等の職員を対象とした人権教育を2021年度に2回行い、2022年度においても、同様に2回実施する予定（うち1回は実施済み）。

3. 特定の人々の権利

17. 法務省の人権擁護機関では、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、人権に関する国民の理解を深めることを目的として、各種人権啓発活動を実施している。

(a) 障害者(勧告 197、199-204)

18. 我が国は、障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法において、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを規定している。また、同基本法の各基本原則にのっとり、当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしており、障害者基本計画（第4次）（2018年閣議決定）に基づき、政府全体で各種取組を行っている。

19. 更に、我が国では、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、各行政機関や事業者において、適切な対応を進め、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組を行っている。また、2021年5月には、同法を改正し、事業者による合理的配慮の提供を義務化するなどした。現在は、同改正法の施行に向けた準備を進めている。

20. 内閣府では、障害や障害のある人に対する国民の関心・理解を深め、障害のある人の社会参加意識の高揚を図るため、障害者基本法で毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と定め、前後の期間を含め、全国で官民が多彩な行事を集中的に行うなど、積極的な啓発・広報活動を実施している。

21. また、内閣府では、障害者基本計画（第4次）において、共生社会の実現に向け、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上などの観点から、積極的な広報・啓発活動等に努めることとしている。

22. 更に、法務省の人権擁護機関は、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。

23. 障害者の社会参加については、障害者総合支援法に基づき、障害者に対する移動の支援、車椅子や義足といった福祉用具の給付、手話通訳者の派遣、活動場所の提供など、障害者の社会参加を促進する様々な支援を実施している。

24. 医療面では、精神疾患に対する継続的な治療を自立支援医療（精神通院医療）と位置付け、その医療費の一部または全部を公費で負担し、精神障害者のための医療・リハビリテーション医療の充実を図っている。また、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な医療の提供を確保するため、指針を策定し、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めている。

25. 教育においては、障害者の教育へのアクセスを確保し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の整備を行うとともに、障害者基本法等の関連法令の理念に基づいた各種施策を講じている。高等教育に関しては、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方などについてとりまとめ、大学等に周知するとともに、障害のある学生の受入れに際しての環境整備や大学等と関係機関の連携を支援するために必要な施策を実施している。さらに、学校卒業後も生涯にわたって学び続けられる環境の整備に取り組んでいる。

26. 雇用については、障害者雇用促進法において、雇用における障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供の義務及びそれらに関する紛争解決手続について定めている。具体的には、障害者の雇用義務制度を設けることにより、ハローワークが中心となって、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター等関係機関と連携し、障害者と事業主双方に対し、就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施することを通じて、民間企業における障害者雇用の取組を推進している。2021年6月1日現在、民間企業における雇用障害者数は59.8万人で18年連続で最高となっている。

(b) 女性（勸告 15、74、75、125、146～149、152～176、178、182～185、212）

27. 第2部1(2)に記載のとおり、日本国憲法第14条は、すべて国民は法の下に平等であって、性別により差別されない旨を規定している。また、男女共同参画社会基本法は、「男女共同参画社会の形成は（中略）男女が性別による差別的取扱いを受けないこと（中略）を旨として行わなければならない。」(3条)と規定している。「女子に対する差別」を第1条で定義している女子差別撤廃条約は、国内法としての効力を持っている。

28. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（「男女雇用機会均等法」）は、女性外国人労働者も含め、雇用の分野における男女間の直接差別と間接差別を禁止しており、女性労働者に対する妊娠・出産等を理由

とした解雇その他不利益な取扱いの禁止を定め、違反した事業主に対する是正指導等を行っている。

29. 我が国は、男女共同参画社会基本法において規定されている、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、という基本理念にのっとり、2020年12月に5か年計画である第5次男女共同参画基本計画を策定し、政治、経済、行政などあらゆる分野における女性の参画拡大等に取り組んでいる。また、女性活躍・男女共同参画の重点方針を毎年作成するなど、継続的にジェンダー平等に取り組んでいる。

30. 女性及び女兒の教育（146～149）については、第2部A.2.パラ8のとおり。

31. 女子差別撤廃（勧告15）について、法務省の人権擁護機関は、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。

（国際女性会議WAW!の開催は、第3部3参照）

32. 女性の婚姻年齢の引き上げ等（勧告182、183）については、我が国は、2018年3月、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに、婚姻開始年齢を男女ともに18歳とすること等を内容とする法律案を国会に提出した。同法律は、同年6月に成立し、2022年4月1日に施行された。

女性への暴力被害者支援・保護（勧告78、122、125、152、153、164、174～176、178、179、181）

33. 女性・児童に対する暴力（家庭内の暴力（DV）、児童に対する性的虐待を含む）は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強姦性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。

34. 内閣府は、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までを「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。また、被害を受けている外国人が救済及び保護の迅速な手段にアクセスできるよう、外国人被害者向け広報資料を作成し関係機関に配布する他、ホームページにDV被害者支援に役立つ情報を、外国語版（8言語）を含め掲載している。地方公共団体に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況についても公表しているほか、相談件数等の調査を実施している。2020年4月に「DV相談プラス」を開設し、

10 言語の外国語に対応した SNS 相談（オンライン・チャット）も行っている。加えて、性暴力に関する SNS 相談を実施し、10 言語の外国語相談を受け付けている。

35. また、内閣府では、主に若年女性の性的搾取につながる AV 出演被害、JK ビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS 利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等に関し、2020 年 6 月に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（2020 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に従い、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である 4 月を、「若年層の性暴力被害予防月間」として、関係府省庁が連携し、広報・啓発を集中的に実施している。

36. 法務省では、女性及び児童に対する暴力被害者支援・保護に関する各種取組の一環として、全国の法務局において、法務局職員及び人権擁護委員が、専用相談電話（女性の人権ホットライン、子どもの人権 110 番）や、全国の小・中学生に配布した郵送料無料の便箋兼封筒（子どもの人権 SOS ミニレター）を通じて、人権相談に引き続き積極的に応じている。

37. 日本司法支援センター（法テラス）において、総合法律支援法に基づき、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して、被害の防止に関して必要な法律相談を提供している。また、犯罪被害者支援ダイヤルや事務所の窓口において、犯罪被害者支援に関する法制度や相談窓口に関する情報提供及び犯罪被害者支援の知識や経験を有する弁護士を紹介を行っている。

38. 警察では、ストーカー事案・DV 事案等に対して、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法等の関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等、組織的な対応を推進している他、「ストーカー総合対策」、「第 5 次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携した取組を推進している。なお、2021 年にストーカー規制法を改正し、規制対象行為を拡大する等の措置を講じた。

39. 入管庁では、DV 被害者である外国人を認知した場合には、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする事としてしているほか、DV に起因して出入国管理及び難民認定法（入管法）違反となっている被害者について、十分な配慮の下、事案に応じ、人道的な措置を講じている。

女性の活躍推進・意思決定プロセスへの参加及び賃金格差対策（勧告 154～162、166～173、184-185）

40. 我が国は、第5次男女共同参画基本計画を策定し、政治、経済、行政などあらゆる分野における女性の参画拡大等に取り組んでいる。

41. 女性活躍推進法に基づく計画策定等の義務企業の対象拡大等を踏まえ、企業の女性活躍推進の取組をコンサルティング等により支援するとともに、政府のウェブサイト「女性の活躍推進企業データベース」において好事例等を公表している。

42. また、同法に基づく男女間賃金格差に係る情報の開示等も行っており、2022年7月からは、常用労働者300人超の企業に対して、男女の賃金の差異の把握・公表を義務付けている。

(c) 児童（勸告126～127、153、164、174～176、178、186～189、191～196）

43. 既述のとおり、法務省の人権擁護機関では、全国の法務局に開設した通話料無料の専用相談電話や全国の小・中学生に配布した郵送料無料の便箋兼封筒を通じて、人権相談に引き続き積極的に応じている。また、児童相談所において、虐待を含む養護相談や非行相談など子どもに関する家庭等からの相談に応じ、性的虐待を含む保護者から子どもへの暴力が疑われる場合に一時保護等必要な支援を実施している。

44. 2018年12月に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や2019年3月に決定した「児童虐待防止対策の抜本的強化」等に基づき、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいる。2022年9月には、今後の児童相談所等の体制強化を含めた新たな総合的な対策を策定した。また、2020年に施行された親権者等による体罰を禁止する法改正を踏まえ、体罰等によらない子育ての国民向け広報啓発を実施している。教育の場においては、生徒指導担当者向けの会議等において、教職員による児童生徒への体罰は学校教育法第11条で禁止されている旨などを周知している。運動部活動においては、2013年及び2018年にガイドラインを策定し、毎年度、教育委員会等に対する通知や、教育委員会の担当者が集まる会議において、体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組を要請し、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対しその徹底を求めている。文化部活動においても、2018年にガイドラインを策定し、教育委員会を通して通知することにより、校長及び文化部活動の指導者に対して体罰・ハラスメントの根絶を徹底するよう求めている。さらに、2022年6月に、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図る児童福祉法の改正を行った。

45. 児童に対する暴力（DV、性的虐待を含む）は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じ

て適切な処分が行われている。また、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して、被害の防止に関して必要な法律相談を提供している。

46. 児童の性的搾取への対処について、2022年5月に犯罪対策閣僚会議において策定した「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、関係府省庁において、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策、取締り、被害児童の保護等の各種施策を総合的に推進している。

47. 犯罪被害に遭った少年への支援について、警察では、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員等を中心としてカウンセリング等を継続的に行っている。また、捜査機関においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づいて、適切に対処している。さらに、児童ポルノ事犯等の悪質な児童の性的搾取事犯に対する取締りを強化している。なお、2021年中における児童ポルノ事犯の検挙件数は2,969件、児童買春事犯の検挙件数は627件であった。

48. ハーグ条約について、子の返還の強制執行手続をより実効的なものとするを目的として、2020年4月、ハーグ条約実施法改正法が施行された。同法を踏まえ、また、日本国内の関係機関とも緊密に連携しつつ、条約の実施に努めている。

49. 嫡出でない子の社会的・法的立場（勧告188）について、2013年の民法改正により、嫡出でない子と嫡出子との相続分は同等となった。

(d) 人身取引対策（勧告116～124）

50. 我が国は、国際組織犯罪防止条約及び人身取引議定書を適切に国内実施するための真剣かつ継続的な努力を行っている。また、我が国は、2005年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていなかった行為について罰則（人身売買罪等）を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為を全て犯罪として規定している。さらに、我が国は、2014年12月に策定した「人身取引対策行動計画2014」に基づき、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を中核として、関係省庁が連携し、関係機関との協力体制を一層強化するなどして、人身取引の防止、取締り、事案の把握、被害者の確実な認知や適切な保護・支援、撲滅を含む各種取組を実施しており、毎年、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告を決定・公表している。加えて、2011年に申し合わせた「人身取引事案の取扱方法（被害者の保護に関する措置）」に基づき、被害者の保護に関する措置を適切に講じている。職業安

定法第 63 条第 1 号は、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者またはこれらに従事した者に対する刑罰を規定している。

51. また、外国の関係行政機関、国際機関及び NGO 等とも協力して、人身取引の防止・撲滅や、被害者の適切な認知、保護、自国または他国への安全な帰国支援の他、関係行政機関職員の意識の向上及び国民に対する啓発活動にも取り組んでいる。

52. 例えば、外交当局による取組の一環として、我が国は、人身取引が課題となっている国・地域への支援を積極的に実施しており、国際協力機構（JICA）を通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業等を行ってきている。

53. 国際機関との連携としては、コロナ禍を踏まえた児童や女性の人身取引対策として国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が実施する東南アジア諸国の対応能力強化のためのプロジェクトに対し、2020 年度及び 2021 年度に計 65 万米ドルを拠出した。また、我が国は、国際移住機関（IOM）を通じて、日本国内で保護された外国人人身取引被害者のうち希望する者に対して母国への安全な帰国支援及び帰国後の被害者の自立のための社会復帰支援事業も行っており、2005 年から 2022 年 5 月までに累計 355 人に対して帰国支援を実施してきた。

54. 関係府省庁から成る「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」において、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル（2022 年 2 月改定）」を作成し、捜査等に活用している。

55. 内閣府は、2004 年度から毎年度、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、ホームページに掲載している。また、2016 年度からは、同ポスターの鉄道駅構内への掲示も行っている。更に 2021 年度からは、被害者向け・一般向けの啓発動画に加え、新たに性的搾取の需要側に重点を置いた啓発動画を作成し、電車内の広告や SNS の広告において周知している。

56. 警察庁は、人身取引被害者の発見・保護を目的として、警察等に被害申告するように 10 か国語版のリーフレットを作成・配布するとともに、国際空港のデジタルサイネージや警察庁ウェブサイトにも掲載している。2021 年度は約 29 万部を作成・配布した。また、警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯やそのおそれのある犯罪等に関する通報を国民から匿名で受け付け、事件検挙へ

の貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報事業」を実施している。警察において人身取引被害者を認知した際には、婦人相談所等の関係機関と連携し適切な保護措置を講じている。また、被害者に対し、保護施策の周知及び在留資格等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、被害者の立場に十分配慮した措置をとるなど、被害者の保護・支援を適切に行っている。さらに、警察に人身取引被害者等から相談がなされた場合には、相談室等の心理的圧迫を受けない場所で聴取するよう努めるとともに、相談者が女性の場合には希望に応じて女性職員が、相談者が外国人の場合には可能な限り当該外国人の母国語を解する職員が、それぞれ対応している。警察庁では、毎年、人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を開催し、在京大使館、関係行政機関、都道府県警察、国際機関、NGO等と意見交換・情報交換を行っている。

57. 最高検察庁では、2018年3月、全国の検察官に対し、児童福祉法を人身取引事犯に適用する際には、懲役刑を中心とした厳正な科刑が実現されるよう配慮されたい旨通知を行った。

58. 検察庁では、人身取引被害者保護の流れを分かりやすく図示したパンフレットを犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどしている。更に、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修及び全国の検察官が集まる各種会議等において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知するなどしている。

59. 入管庁では、人身取引被害者の立場に十分配慮し、在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が出入国管理及び難民認定法（入管法）違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っている。また、空港などにおける警察庁作成リーフレットの配置に加え、ホームページに人身取引に関する情報提供・相談窓口などを8言語で掲載するなどの取組を実施している。今後とも人身取引の根絶を目指し、政府一丸となって取り組んでいく。

4. 少数者への支援（勧告 69、70、71、73、74、161）、外国人への差別対策（勧告 49、56、57、76、81、85、150）、人種差別・移民・難民（勧告 77、84、128、141、162～166、169、206～208、211、212）

60. 第2部1(2)に記載のとおり、我が国は、憲法第14条第1項において、不合理な差別を禁止している。また、公共性の高い分野等では、関係法令により、広く差別の禁止が規定されている。

61. 日本国憲法の規定により、アイヌの人々を含む全ての日本国民は法の下に平

等であることが保障されているとともに、日本国民としての権利が全て等しく保障されていることから、市民的・経済的、社会的及び文化的権利における法制度上の差別は一切存在しない。法務省の人権擁護機関では、外国人やアイヌの人々を含むあらゆる人々の人権に関し、「人権週間」を始めとするあらゆる機会を通じて、各種人権啓発活動を行い、国民の理解を深めるよう努めている他、関係機関と連携して、人権相談に応じている。

62. 法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する差別について、人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。また、性的マイノリティへの偏見や差別の解消を目指して、各種人権啓発活動を実施している。

63. 厚生労働省では、公正な採用選考に関する啓発活動として、事業主向けの啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」と記載しHP上に公表しているほか、事業主向けの研修会にて説明を行っている。また、男女雇用機会均等法第11条に基づく職場におけるセクシュアルハラスメント防止措置について、性的指向・性自認にかかわらず防止措置の対象となる旨指針に明記している。また、労働施策総合推進法第30条の2に基づくパワーハラスメント防止措置について、性的志向・性自認に基づく侮辱的な発言やアウティングがパワーハラスメントに該当する旨明記しており、これらについてパンフレット等で周知啓発している。

64. 教育について、学校における人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、推進している。また、文部科学省は、性的マイノリティの児童生徒が悩みや不安を抱え、自己否定に陥らないよう、性的マイノリティの児童生徒に対する学校における支援体制の構築や教職員の理解啓発及び教育相談体制の充実に努めている。また、社会教育については、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において、性的指向・性自認を含む人権課題に関するプログラムを実施し、人権教育の着実な推進を図っている。

65. 現行法上、人種差別的行為があった場合には、民法の不法行為として損害賠償責任が発生し得る。また、例えば、名誉毀損罪や侮辱罪に当たるような行為については、刑事責任を問い得る。刑事事件として取り扱われるべきものがあれば、捜査当局において、法と証拠に基づき適正に対処している。なお、侮辱罪について、抑止力を高めるとともに、厳正な対処を可能にするため、2022年6月（施行は同年7月）、その法定刑を引き上げ、これに伴い、公訴時効期間が延長された。

66. 法務省の人権擁護機関では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を踏まえ、ヘイトスピーチの解消に向けて、SNS等での情報発信を始めとした啓発活動などを実施している。なお、同法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解消に向けた取組について基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。

67. 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施している。また、外国人からの人権相談に応じるため、外国語人権相談ダイヤルや外国語インターネット人権相談受付窓口（いずれも10か国語対応）等を設置している。法務省の人権擁護機関が人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し事案に応じた適切な措置を講じている。

68. 外国人労働者の待遇について、労働基準監督機関では、外国人労働者を含めて適正な労働条件の確保について、重点的に取り組んでおり、労働基準関係法令違反等が認められる場合には、その是正を指導しているところである。また、移住労働者の虐待が疑われる場合、刑事事件として取り扱われるべきものがあれば、捜査当局において、法と証拠に基づいて、適切に対処している。更に、労働搾取による人身取引事犯について、警察では、労働基準監督署、入管庁等と連携し、労働関係法令等を適用して取締りを徹底している。

69. 労働基準法の規定に加え、移住労働者及びその家族を含む外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が講ずべき必要な措置として「外国人雇用管理指針」を定め、事業所訪問指導等の際に事業主に対して継続的に指導及び周知を行っている。また、女性外国人労働者については、第2部A.3.(b)に記載のとおり。

70. 技能実習制度においては、2017年から施行した外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」）に基づく新たな制度の下、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制の導入、旅券等の保管や私生活の制限などの技能実習生への人権侵害の禁止規定や、人権侵害を行った監理団体及び実習実施者への罰則規定を整備している。

71. また、外国人技能実習機構(OTIT)において、監理団体及び実習実施者に対して定期的に実地検査を行い、技能実習法上の問題を認めた場合は、政府が行政処

分も含め厳正に対処している。これらに加え、OTIT においては、技能実習生に対する母国語相談窓口の設置や実習先変更支援、二国間取決め等により、技能実習生の保護を強化し、技能実習制度の適正化をジェンダーの視点も踏まえつつ図っている。また、当該規定や支援については、入国時に技能実習生全員に配布する冊子により周知している他、入国後講習の際に説明することとなっている。

72. さらに2022年2月には、監理団体・実習実施者が講ずべき必要な措置を記載した「技能実習制度運用要領」を改正し、人権侵害行為を把握した場合の迅速かつ確実な対応やOTITへの速やかな報告について、監理団体・実習実施者に対して新たに指示を行った。

73. 2021年にOTIT（新制度）及び地方出入国在留管理局（旧制度）において把握した、労働基準関係法令違反の疑いのある事業場の労働局の管下労働基準監督署への通報件数は1,882件であり、原則、そのすべてに対して監督指導を実施した。また、労働基準監督署では、2021年に、9,036事業場（実習実施者）に対し監督指導を実施し、労働基準関係法令違反が認められた6,556事業場に対して是正勧告を行い、重大悪質な労働基準関係法令違反が認められた25件について送検した。

74. 外国人からなされた就労資格に係る在留諸申請において、一般的に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることといった要件を的確に確認し、適切な審査を実施した。

75. 特定技能制度については、引き続き、中間フォローアップで報告した取組を行うとともに、中間フォローアップ後新たに、出入国または労働関係法令に関する特定技能外国人の受入れ機関が満たすべき基準や、特定技能外国人に対する支援の義務等について、特定技能制度のポータルサイト等において多言語（13言語）での発信を開始した。

76. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）及び児童の権利に関する条約を踏まえ、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

5. その他

ビジネスと人権（勧告90～94）

77. 我が国は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持しており、同指導原則を着実に履行すべく、2020年10月に行動計画を策定した。また、2022

年9月には、業種横断的なガイドラインである、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した他、国際機関への支援を通じた日本企業進出先国における日本企業やそのサプライヤー等の責任ある企業行動の促進に努めるなど、取組を進めている。

過労死・自殺対策（勧告140）

78. 2021年度においては、過労死等に関する労災請求があった事業場を含め、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が疑われる全国の32,025事業場に対して重点監督を実施し、34.3%に当たる10,986事業場に対して、違法な長時間労働については是正・改善に向けた指導を行った。

東京電力福島第一原子力発電所（勧告214）

79. 被災児童生徒への支援（勧告214）については、児童生徒の心のケアを目的としたスクールカウンセラーの配置に係る継続的な支援に努めるとともに、「いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づいた対応がなされるよう、各都道府県教育委員会等に周知してきたところである。

80. 勧告34、36及び139（SDGs）並びに35（TICAD）については第3部に記載。

B. 一部実施の措置

ビジネスと人権

81. ビジネスと人権（勧告90、93）について、上述のとおり、2022年9月には、業種横断的なガイドラインである、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した他、国際機関への支援を通じた日本企業進出先国における日本企業やそのサプライヤー等の責任ある企業行動の促進に努めるなど、取組を進めている。

労働・職場環境

82. 第13次労働災害防止計画に基づき、計画策定後同計画に記載された事項について適切に実施しており、労働者の権利を保護する努力を着実に続けている。なお、同計画4年目の目標に対する実績は、死亡者数は2017年と比較して11.3%減、死傷者数（休業4日以上）は24.5%増、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は59.2%となっている。本年計画5年目においても同計画に基づき、同計画の目標達成に向けて一層の安全衛生対策の推進を図る。

少数者への差別対策

83. 民間企業における性的指向及び性自認に基づく差別の撤廃のための努力の促進について、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するた

め、性的指向・性自認に関する企業の取組事例等に関する報告書等を作成・公表した。

84. アイヌの人々に関しては、2019年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立し、同年5月に施行され、アイヌの人々を「先住民族」として明記するとともに、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められた。また、我が国は、同法に基づき、福祉政策、文化振興、地域振興、産業振興、観光振興等の施策を総合的に推進するとともに、教育活動や2020年7月に開業した民族共生象徴空間（ウポポイ）を通じた広報活動などにより、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めている。

児童（勧告126、127、186、187、190、191）

85. 面会交流の問題を含め、両親が離婚した後の子どもの養育の在り方の問題については、諸外国の法制度等の調査を実施した他、2021年2月に立ち上げられた法務省法制審議会家族法制部会では、法律の有識者等を構成員として、様々な調査結果や議論等を踏まえながら、離婚等に伴う子どもの養育の在り方につき、調査審議を進めている。

86. 体罰の禁止について、「体罰」の内容が必ずしも明らかではないが、親権者の子に対する懲戒権に係る民法上の規定については、2022年2月、法務大臣の諮問機関である法制審議会より、親権者の懲戒権に係る規定の削除、監護及び教育における子の人格の尊重義務及び体罰等の禁止を内容とする答申がされたことを受け、改正法案を早期に国会に提出すべく準備を進めている。

難民認定制度（勧告213）

87. 入管庁では、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上、③出身国情報の充実を3つの柱として、難民認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでおり、これらの取組を加速させるため、2021年7月には、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との間で協力覚書を交換した。現在、日本及び諸外国での実務上の先例や、UNHCR発行の文書等を参考に、上記①の検討を進めており、UNHCRとの意見交換も行っている。

東京電力福島第一原子力発電所（勧告214～217）

88. 健康面においては、我が国においては、国民皆保険制度により、何人も医療サービスへのアクセスが保障されている。広島及び長崎における原子爆弾の被爆者に対しては、原子爆弾被爆者援護法に基づく追加の支援を実施している。

89. 日本政府は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」などにに基づき、引き続き必要な支援を行っている。

90. また、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に 782 億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。福島県では、この基金を活用して、全県民を対象に県民健康調査を実施し、外部被ばく実効線量や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。特に、妊産婦については妊産婦に関する調査を、事故当時概ね 18 歳以下だった方については甲状腺超音波検査を実施している。

91. また、我が国は、国内避難民に関する指導原則の仮訳を完成させ、外務省 HP に掲載し、復興庁 HP においてもこのリンクを掲載している他、関係する地方自治体に対し、避難者の支援に当たっての参考として周知している。

人種差別主義・外国人排斥の直接禁止及び抗弁手段へのアクセス（勧告 56、57、68、76-82、84、85、128）

92. 既述のとおり、法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチ解消法を踏まえ、ヘイトスピーチの解消に向けて、SNS 等での情報発信を始めとした啓発活動などを実施している。人種差別的行為があった場合には、民法の不法行為として損害賠償責任が発生し得る。また、例えば、名誉毀損罪や侮辱罪に当たるような行為については、刑事責任を問い得る。刑事事件として取り扱われるべきものがあれば、捜査当局において、法と証拠に基づき適正に対処している。

C. その他の措置

1. 特定の人々の権利

国内人権機構・人権委員会の設立（勧告 37～50）

93. 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、不断に検討している。なお、我が国においては、各種人権課題について、個別法に基づくきめ細かな権利救済を図る仕組みが構築されている。加えて、障害者に関しては、障害者基本法に基づき設置された障害者政策委員会が、障害者権利条約第 33 条に規定する独立した監視枠組みとして機能しているが、同委員会は障害者自身を含む多元的な代表で構成され、障害者基本計画の実施状況を監視し、必要に応じて内閣総理大臣等に意見を述べるができることから、パリ原則を考慮に入れた組織となっている。

障害者の安全・医療（勧告 144、198）

94. 措置入院及び医療保護入院は、①精神保健福祉法に規定された要件を満たし

た場合に、法律に規定された手続に従い行われ、②精神障害の存在のみを理由として行われるものではないため、障害者権利条約第14条に違反しないと考えている。一方で、精神保健福祉法では、精神科病院の入院は、患者本人の同意に基づく任意入院を原則とする考え方を明示している。特に医療保護入院の任意入院への移行を促進する方策等について、法改正も視野に検討している。

95. 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多様なサービスが包括的に確保されたシステムを構築するため、入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事業などの自治体の取組を、財政措置等により支援してきた。市町村の相談支援体制の拡充、精神科病院に入院する患者への訪問相談支援の創設、入院医療を必要最小限にする取組の充実等について、今後、法改正も視野に地域生活支援を推進していく。

2. 個人通報制度（勧告2）

96. 人種差別撤廃条約に定める個人通報制度については、同条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。同時に、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っている。政府としては、個人通報制度の受入の是非については、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き検討を進めているところ。

3. 条約・選択議定書等の締結

女子差別撤廃条約の選択議定書（勧告9、11、12、14、15）

97. 女子差別撤廃条約の選択議定書については、政府としては、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き、真剣に検討を進めているところ。

拷問等禁止条約（勧告3、9、13、17、18、19）、障害者権利条約（勧告9）及び社会権規約（勧告10）の選択議定書

98. 拷問等禁止条約、障害者権利条約及び社会権規約の選択議定書については、政府としては、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、引き続き検討を進めているところ。

移住労働者権利条約（勧告13、20～25）

99. 移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする移住労働者権利条約の理念を理解している。移住労働者の権利に関しては、我が国として、労働基準法の中で労働者の国籍等を理由に労働条件について差別的取扱いをしてはならないと定め、「外国人雇用管理指針」においても、労働者の国籍等を理由に労働条件について差別的取扱いをしてはならないこととしている。技能実習制度

及び特定技能制度においても、法令により同制度の下で受け入れた外国人労働者の権利の保護を規定している。一方、同条約は移住労働者に対して、国民や移住労働者以外の外国人に対して保証する以上の権利を保障する内容となっていることを含め、同条約の締結については、平等原則、我が国の国内諸制度などとの関係から、十分慎重な検討を要すると認識している。

ILO 第 189 号条約（勧告 25）

100. 我が国の家事労働者は少数かつ減少傾向にあり、また、家事労働従事のための移民の入国を原則として認めておらず、他国と状況が異なっていることや、家事労働者について、労働基準法等の適用を受けない者（労働基準法上の家事使用人）が存在すること等、国内法制と条約との整合性を慎重に検討する必要があると考えている。

ILO 第 111 号条約（勧告 29）

101. 本条約は 7 つの事由に基づく雇用及び職業における差別を禁止している。我が国においては、法の下での平等が憲法に規定されており、雇用及び職業の分野においては労働基準法等に基づき差別に対する施策が講じられている。一方、条約が求める廃止の対象となり得る法令等が存在していること等、国内法制と条約との整合性を慎重に検討する必要があると考えている。

102. 侵略犯罪に関するカンパラ改正の締結（勧告 27）については、引き続き関連動向を見極める必要があると考えている。

103. 無国籍者の地位に関する条約及び無国籍の削減に関する条約（勧告 28）については、無国籍者の地位・権利を保障すること、また、新たに無国籍者を発生させないような配慮をすることの必要性は、我が国において重要であると認識しており、現行法の枠組みの範囲内で、無国籍者の置かれた立場に配慮しながら適切に対応している。当該条約の締結に関しては、政府全体で多岐にわたる政策分野の検討が必要となる問題であることから、我が国の社会情勢も踏まえつつ、慎重に検討することとしている。

第 3 部 自発的な公約の取組状況

A. 国連における協力（勧告 32、33）

104. 世界の深刻な人権侵害に効果的に対応し、あらゆる人々の権利の保護・促進を進める上では、人権理事会を含む国際人権メカニズムが果たすべき役割は大きい。我が国は、これまで 5 期にわたり人権理事会理事国を務めてきており、引き続き、普遍的・定期的レビュー（UPR）を含む人権理事会の活動に積極的に貢献していく。加えて、人権理事会を含む各種国際人権メカニズムをより効果的・効率的に機能するものとするための議論に積極的に参加している。

105. また、我が国は、各人権条約体及び人権理事会諮問委員会に長年にわたって複数の専門家を輩出してきている他、人権理事会の活動を支えるOHCHRとも協力関係を発展させてきている。条約体委員選挙については、引き続き複数の候補者の実績と面談結果を踏まえ、候補者を選定していく。特に、2024年障害者権利委員会委員選挙の候補擁立にあたっては、障害者団体と緊密に協議を実施した。

106. さらに、我が国は、各人権条約体との協力及び人権諸条約の実施に係るコミットメントを強化するため、各人権条約体から出される勧告を十分に検討していく。特別手続との有意義かつ建設的対話の実現に今後も協力していく。

B. 国際社会への貢献

開発協力（勧告34、35、36、139）

107. 我が国は、人間の安全保障の理念に基づき、SDGsが目指す誰一人取り残さない社会を実現するため、G20大阪サミットにおいて、「質の高い成長」の土台となる質の高いインフラ投資、防災、海洋プラスチックごみ対策、気候変動、ジェンダー、保健、教育等の取組を主導した。TICAD 7及びTICAD 8を踏まえつつ、経済、社会、平和と安定の各分野において、アフリカ自身が目指す強靱かつ持続可能なアフリカを実現するべく対策を継続している。

108. 2021年7月にSDGsに関する取組の進捗をまとめ、国連に対して自発的国家レビュー（VNR）を提出した。また同年9月、日本がVNRを提出したことを踏まえ、国連ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDGモーメント2021」に菅総理大臣がビデオメッセージを通じて参加し、多国間主義を重視する我が国は、2030年までの目標達成に向けて、国際社会の取組をリードしていく決意等を表明した。

109. 政府開発援助（ODA）を活用した日本の途上国支援は、国際社会におけるSDG 3の達成に重要な役割を果たしている。今後も、2023年に我が国で開催されるG7広島サミットやUHCハイレベル会合等の機会も通じて、SDG 3達成やその先の未来に向け取組を継続する。

C. WAW! の開催

110. 女性のエンパワーメントの国内外での促進のため、日本政府は2014年から国際女性会議WAW! (World Assembly for Women) を計5回開催し、政治、経済、社会分野の第一線で活躍する人々を招待し、ジェンダー平等に向けた諸課題と取り組みを包括的に議論してきた。次回WAW!は2022年12月開催予定。

第4部 新たな課題（SDGsの取組）

111. 日本政府は、2016年以降、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員と

する SDGs 推進本部の下、SDGs の達成に向けた中長期戦略としての SDGs 実施指針を策定し、同指針に基づいて国内外での SDGs 推進に取り組んでいる。2019 年には SDGs を巡る状況の変化を踏まえて同指針を改定したが、2023 年の再改定も念頭に、2022 年中に幅広いステークホルダーとの意見交換を進めている。

112. 2021 年 7 月、国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）閣僚級セグメントにおいて、日本は 2017 年以来 4 年ぶり 2 回目となる SDGs の進捗に関する自発的国家レビュー（VNR）を発表するとともに、茂木外務大臣がユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現や気候変動問題への対応を含む SDGs 達成に向けた日本の取組を国際社会に発信した。

113. 2021 年 9 月、菅総理大臣が国連ハイレベルウィークに合わせて開催された「SDG モーメント 2021」にビデオメッセージを通じて参加し、VNR 策定のプロセスを通じ、SDGs 推進円卓会議民間構成員や市民社会との意見交換、パブリックコメント等において日本の SDGs 達成に向けた総合的で客観的な目標、科学に基づくターゲットや指標の整備の必要性等の提言を得ることができ、あらゆるステークホルダーとの連携が強化された旨発言した。

114. SDGs 推進本部では、政府の具体的な取組を加速させるため、2017 年 12 月以来、重点事項や具体的な施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン」を毎年策定している。2021 年 12 月に策定した「SDGs アクションプラン 2022」では、2023 年に日本が G7 議長国を務め、国連で SDG サミットや UHC ハイレベル会合等の SDGs に関する大きな節目の会合が開催されることも念頭に、今後の SDGs 達成に向けた基本方針を示すとともに、2022 年各府省庁が進める予定の取組案を取りまとめ、その総額は約 7.2 兆円にのぼった。

115. SDGs 推進本部では、国内で実施されている SDGs 達成のための取組を見える化し、より多くのステークホルダーによる行動を促すために、2017 年以来、SDGs 達成に資する優れた取組を行っている企業・団体等を表彰する「ジャパン SDGs アワード」を実施している。これまで 5 回実施し 60 団体以上が表彰されたが、2022 年末に予定されている第 6 回アワードでは、SDGs の実現に向けた一人ひとりの行動変容に向けた機運を高めていくため、「変革性」及び「連帯性と行動変容」という新たな審査項目を加えて表彰を実施する予定。

116. 日本は、SDGs 実施指針の下、関係府省庁一体となって、あらゆる分野のステークホルダーと連携し、SDGs 達成に向けた国際社会の取組をリードしていく。